

## 1. 植栽基盤診断士資格制度規程

### 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）が実施する植栽基盤診断士資格制度（以下「診断士資格制度」という。）に関し、必要な基本的事項を定める。

(目的)

第 2 条 この規程は、植栽基盤診断士等の資格を定め、その育成及び活用を図り、もって樹木等の良好な生育環境を創出し、植栽基盤整備工事、植栽工事その他これら類するものの実施を通じて、うるおいある都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 植栽基盤診断士とは、植栽基盤、土壌及び植物に関する知識及び経験並びに処方能力を総合的に兼ね備え、植栽基盤整備に係る卓越した技術力を有し、植栽基盤整備工事、植栽工事その他これらに類するものの実施にあたって、植栽対象地の土壌等を調査、診断し、処方を立案する業務を行う者で、第 8 条に規定する登録認定を受けた者をいう。

2 植栽基盤診断士補とは、植栽基盤、土壌及び植物に関する知識並びに基礎的な処方能力を兼ね備え、植栽基盤整備に係る一般的な技術力を有し、植栽基盤診断士の指導の下に、植栽対象地の土壌等を調査し、診断処方を立案する業務を補佐する者で、第 17 条に規定する修了認定を受けた者をいう。

3 植栽基盤診断士及び植栽基盤診断士補に必要な能力を別表に記す。

### 第 2 章 植栽基盤診断士認定試験

(植栽基盤診断士認定試験の実施)

第 4 条 植栽基盤診断士に必要な能力を判定するために認定試験（以下「認定試験」という。）を実施する。

2 認定試験は、学科試験及び実技試験により実施する。

3 認定試験は、適宜行うこととし、学科試験を実施後に実技試験を行う。

4 認定試験の実施に関する事項は、植栽基盤診断士認定試験事務要領（以下「認定試験事務要領」という。）に定める。

(受験資格)

第 5 条 学科試験を受験することができる者の要件は、次の（1）から（3）のすべての要件を満たしていることとする。

(1) 植栽基盤診断士補である者

(2) 植栽基盤整備又は植栽に関する調査、設計、施工又は管理の実務経験が 2 年以上ある者

(3) 以下のいずれかを満たす者

① 1 級造園施工管理技士である者

② 2 級造園施工管理技士で当該資格取得後において造園に関する調査、設計、施工、又は管理の実務経験が 2 年以上ある者

③ 1 級造園技能士である者

- ④ 2 級造園技能士で当該資格取得後において造園に関する調査、設計、施工、又は管理の実務経験が 2 年以上ある者
  - ⑤ 樹木医である者
  - ⑥ 技術士【建設部門（都市及び地方計画、建設環境）、森林部門（林業・森林土木）、環境部門（自然環境保全）、総合技術監理部門】である者
  - ⑦ R C C M【造園部門】である者
  - ⑧ 登録ランドスケープアーキテクト（R L A）である者
  - ⑨ 造園に関する調査、設計、施工又は管理の実務経験が 1 0 年以上ある者
- 2 実技試験を受験することができる者の要件は、過去 3 年以内に学科試験に合格している者とする。

（受験料）

第 6 条 認定試験を受験しようとする者は、認定試験事務要領に定めるところにより受験料を納入しなければならない。

- 2 受験料は、原則として次に掲げる場合を除き返還しない。
  - （1）日造協の責に帰すべき事由により受験できなかったとき
  - （2）第 5 条に規定する受験資格要件を有しないと認められたとき

（合否結果の通知）

第 7 条 認定試験の合否結果について、受験者に対して通知する。

- 2 不合格の場合は、学科試験及び実技試験の合否結果についても併せて通知する。

### 第 3 章 植栽基盤診断士資格の登録認定

（登録認定）

第 8 条 認定試験の合格通知を受けた者は、植栽基盤診断士登録認定要綱（以下「登録認定要綱」という。）に定めるところにより登録認定料を納入し、植栽基盤診断士となる登録認定を受けるものとする。

- 2 登録認定を受けた者は、植栽基盤診断士登録認定簿に記載される。
- 3 登録認定料は、返還しない。
- 4 植栽基盤診断士の登録認定事務に関する事項は、登録認定要綱に定める。

（登録認定証）

第 9 条 日造協の会長（以下「会長」という。）は、前条により登録認定を行ったときは、申請者に対し、登録認定要綱に定めるところにより登録認定証を交付する。

- 2 前項の登録認定を受けたものは「植栽基盤診断士」と称することができる。

（有効期間）

第 1 0 条 登録認定の有効期間は、5 年とし、更新手続きを行わなければ登録認定は失効する。

（登録認定の更新）

第 1 1 条 登録認定の更新に関する事項は、登録認定要綱に定める。

（登録認定の取り消し）

第 1 2 条 会長は、登録認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、第 2 1 条第 1 項に

規定する認定委員会に諮り登録認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて認定試験を受験又は登録認定を受けた場合
- (2) 植栽基盤診断士の信用を傷つけ又は植栽基盤診断士として不名誉な行為をした場合

#### 第 4 章 植栽基盤診断士補研修会及び修了認定

(植栽基盤診断士補研修会の実施)

第 13 条 植栽基盤診断士補に必要な能力を判定するために植栽基盤診断士補研修会(以下「研修会」という。)を実施する。

- 2 研修会は、学科研修及び実技研修並びに修了試験により構成する。
- 3 研修会は、適宜行う。
- 4 研修会の実施に関する事項は、植栽基盤診断士補研修会事務要領(以下「士補研修事務要領」という。)に定める。

(受講資格)

第 14 条 研修会の受講資格は、問わない。

(受講料)

第 15 条 研修会を受講しようとする者は、士補研修事務要領に定めるところにより受講料を納入しなければならない。

- 2 受講料は、原則として日造協の責に帰すべき事由により受講できなかった場合を除き返還しない。

(合否結果の通知)

第 16 条 修了試験の合否結果について、受講者に対して通知する。

(修了認定)

第 17 条 修了試験の合格通知を受けた者は、登録認定要綱に定めるところにより修了認定料を納入し、植栽基盤診断士補となる修了認定を受けるものとする。

- 2 登録認定を受けた者は、植栽基盤診断士補修了認定簿に記載される。
- 3 修了認定料は、返還しない。
- 4 植栽基盤診断士補の修了認定事務に関する事項は、登録認定要綱に定める。

(修了認定証)

第 18 条 会長は、前条により修了認定の申請を行ったときは、申請者に対し、登録認定要綱に定めるところにより修了認定証を交付する。

- 2 前項の修了認定を受けたものは「植栽基盤診断士補」と称することができる。

(有効期間)

第 19 条 修了認定の有効期間は設けないものとする。

(修了認定の取り消し)

第 20 条 会長は、植栽基盤診断士補の修了認定を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、第 21 条に規定する認定委員会に諮り修了認定を取り消すものとする

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて修了試験を受験し又は修了認定を受けた場合

(2) 植栽基盤診断士補の信用を傷つけ又は植栽基盤診断士補として不名誉な行為をした場合

## 第 5 章 植栽基盤診断士認定委員会

(植栽基盤診断士認定委員会)

第 2 1 条 診断士資格制度に関する重要事項、認定試験及び修了試験の合格基準等の審議を行うため、植栽基盤診断士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

2 認定委員会の設置及び運営に関する事項は、植栽基盤診断士認定委員会会則に定める。

(試験部会)

第 2 2 条 認定試験及び修了試験、研修会の円滑な実施のため、認定委員会に試験部会（以下「試験部会」という。）を置く。

2 試験部会の運営に関する事項は、植栽基盤診断士認定委員会試験部会会則に定める。

## 第 6 章 個人情報等

(個人情報の取り扱い)

第 2 3 条 診断士資格制度の実施で得た個人情報（以下「取得個人情報」という。）については、日造協の個人情報保護方針に則り厳重に管理する。

2 取得個人情報は、診断士資格制度の運営目的のために利用する。

3 取得個人情報の第三者への提供又は他の目的のための利用に関しては、以下の場合以外には行わない。

(1) 法令等に基づき要請された場合

(2) あらかじめ本人から了承が得られた場合。

(3) 業務委託先などに対し、日造協が委託した業務内容以外に取得個人情報を利用することがないよう、あらかじめ契約を結んでいる場合

(秘密保持義務)

第 2 4 条 認定委員会の委員、試験部会の委員、日造協の役職員その他試験事務に関与した者は、認定試験事務、研修会事務及び登録事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## 第 7 章 雑則

(細則その他)

第 2 6 条 この規程の施行にあたり必要な細則等は、認定委員会の審議を経て会長が別に定める。

2 この規程に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、会長が処理するものとする。

附則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する

附則

この規程は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する

別表（第 3 条 3 項関係）

項目	植栽基盤診断士補	植栽基盤診断士
1. 植栽基盤、土壌、植物に関する知識	基礎的知識を有する	必要な知識を有する
2. 植栽基盤、土壌の調査能力	植栽基盤診断士の指導を受けて基本的な調査が出来る	必要な調査が出来る
3. 植栽基盤、土壌の診断能力	植栽基盤診断士の助手として補助作業ができる	土壌調査等から植栽基盤の問題点等を総合的に診断できる
4. 植栽基盤、土壌の処方能力	植栽基盤診断士の助手として補助作業ができる	診断結果から植栽基盤・土壌の改良方法を処方できる

## 2. 植栽基盤診断士認定委員会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、植栽基盤診断士資格制度規程（以下「規程」という。）第21条第2項による植栽基盤診断士認定委員会（以下「認定委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 認定委員会は、植栽基盤診断士資格制度（以下「診断士資格制度」という。）に関する重要事項を審議し、植栽基盤診断士認定試験（以下「認定試験」という。）及び植栽基盤診断士補研修会（以下「研修会」という。）を適正かつ公正に実施することを目的として設置する。

(組織及び委員の選任等)

第3条 認定委員会は、委員10名程度で組織する。

- 2 委員は、学識経験者及び（一社）日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）技術委員会委員で構成し、会長が選任し委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、任期内に委員が交代した場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に必要な助言を行うためオブザーバーを設置できる。
- 5 オブザーバーは、学識経験者等から会長が選任し、委嘱する。
- 6 オブザーバーの任期は、委員に準ずる。

(委員長)

第4条 認定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、認定委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

(委員の解任)

第5条 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員を解任する。

- (1) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 委員から辞任の申し出があったとき

(認定委員会の職務)

第6条 認定委員会は、第2条の目的を達成するため、会長の諮問に応じ以下の職務を担う。

- (1) 診断士資格制度の運営に関する重要事項の審議
- (2) 認定試験の試験問題及び採点基準の審議並びに承認
- (3) 研修会修了試験の試験問題及び採点基準の審議並びに承認
- (4) 認定試験及び研修会修了試験の合否判定基準の審議、承認

(会議及び議決)

第7条 認定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

平成 26 年 4 月 1 日

(事務局)

第 8 条 認定委員会に事務局を置く。

2 事務局の事務は、日造協本部事務局が行う。

(雑則)

第 9 条 この会則に定めるもののほか、認定委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が定める。

附則

この会則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日



### 3. 植栽基盤診断士認定委員会試験部会会則

(趣旨)

第1条 この会則は、植栽基盤診断士資格制度規程（以下「規程」という。）第22条第2項による植栽基盤診断士認定委員会試験部会（以下「試験部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 試験部会は、植栽基盤診断士認定試験（以下「認定試験」という。）及び植栽基盤診断士補研修会（以下「研修会」という。）の修了試験を円滑に実施することを目的に設置する。

(組織及び委員の選任等)

第3条 委員は、原則として学識経験者及び（一社）日本造園建設業協会（以下「日造協」という。）技術委員会委員又は植栽基盤診断士で構成し、日造協会長（以下「会長」という。）が選任し委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし再任は妨げない。ただし、期間内に委員が交代した場合の後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 試験部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により選任する。

3 部会長は、試験部会の職務を統括する。

4 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職を代理する。

(委員の解任)

第5条 会長は、委員が次のいずれかに該当する場合は、その委員を解任する。

(1) 職務上の義務違反その他試験委員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(3) 委員から辞任の申し出があったとき

(試験部会の職務)

第6条 試験部会は、研修会の研修内容の検討、認定試験及び研修会の修了試験の出題基準を設定し、試験問題及び模範解答を作成するとともに採点基準の設定と採点を行う。

(事務局)

第7条 試験部会に事務局を置く。

2 事務局の事務は、日造協本部事務局が行う。

(雑則)

第8条 この会則に定めるもののほか、試験部会の運営に関して必要な事項については、部会長が定める。

附則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。